

塩谷町が求めるもの

- 1. 指定廃棄物の最終処分場詳細調査候補地（寺島入）の白紙撤回を求めます。**
- 2. 指定廃棄物の最終処分場の立地については、福島を含む 6 県拡散ではなく、廃棄物処理の原則である集中処理に則り、適地を再選定するように提案します。**

《提案理由》

1. なぜ“白紙撤回”を求めるのか

●水源地は指定廃棄物最終処分場の適地ではありません

塩谷町寺島入の最終処分場・詳細調査候補地（以下、本件候補地といいます）は、尚仁沢湧水をはじめとする高原山系の多数の水源地（別紙参照）の中に立地しています。この湧水は那珂川水系につながっており、ここでもし放射性物質の漏出事故が起きると、水源地周辺のみならず、その下流域を広範囲に汚染し、そこに居住する住民に取り返しのつかない被害を及ぼします。環境省は今度作る処分場は安全だと言っています。しかし設備安全論はないのです。東電福島原発の事故が、それをもっともよく証明しています。3年半以上が経過してもなお、打った対策がことごとく失敗に終わり、収束の見通しがたっていない福島第一原発がその証左です。

したがって、このような水源地に最終処分場を設置すべきではありません。

●焼却炉は設置すべきではありません

この計画では、最終処分の前に廃棄物を減容するために、付属施設として焼却炉が設置されることになっています。環境省は、この焼却炉には、放射性セシウムを 99.99% 除去できるバグフィルターを取り付けるので安全性に問題はないと主張しています。しかし、これは明らかに誤りです。なぜなら、バグフィルターは 0.3 ミクロン以下の粒子が捕獲できないことを岩見億丈医師が学会報告しているからです（第 25 回廃棄物資源循環学会発表）。

本件候補地は、高原山の中腹標高約 600m に位置しており、しかも風道の真只中にあります。近年、塩谷町では、冬の季節風が一段と強くなり、春から夏にかけては山から吹き下ろすダウンバーストによる樹木の倒壊が発生し、このため屋敷林を伐採する人が増えています。このような強風に乗って、煙突から排出された放射性物質は栃木県全域に飛散します。つまり放射性物質による栃木県民に対するサイレント・テロが始まるのです。標高 600m に設置される焼却炉

は放射性物質の発射台になるのです。その結果、水や食品が汚染されます。栃木県民は外部被ばくのみならず、深刻な内部被ばくにさらされることになります。風評被害も栃木県産品全品に及びます。福島事故後、日本製品の輸入規制が現在になっても解除されていないことが、風評被害の怖さを物語っています。

したがって、焼却炉は本件候補地に絶対に建設すべきではありません。栃木県下全体に放射性物質をばらまくなどという行為は言語道断です。

●低線量放射線の健康影響は無視できるものではありません

切尔ノブイリでは、低線量汚染地域においても、事故後28年が経過した今でも、子どもたちに深刻な健康障害が発現していることが報告されています。切尔ノブイリ原発から140km離れたコロステン市においては、子ども達は多くの疾患を抱えており、医師の診断の結果、通常の体育の授業を受けられる生徒の数はたった3割しかいないそうです。このような現実こそが、低線量放射線の健康影響が決して無視しうるものではないことを、何よりもよく物語っています。

●最終処分場ができると近い将来県北の市や町は消滅の危機に瀕します

塩谷町では、最終処分場の候補地に選定されたというだけで、米・豆腐などの食料品の関連産業で契約が打切られるなどの風評被害が発生しています。最終処分場ができると、豊かな自然環境と尚仁沢湧水以外に目ぼしい産業のない塩谷町では、風評被害は致命的な影響をもたらします。また、低線量放射線の子ども達への影響を懸念する若い世代の人口流失は避けられません。最終処分場ができると、塩谷町は町として存続できなくなってしまうでしょう。

今、福島で避難を余儀なくされた人々は、住む場所も、仕事も、地域の人々とのつながりも、生活の基盤そのものを根こそぎ破壊され、取り返しのつかない原発被害の甚大さが改めて認識されているところです。にもかかわらず、今また、原発の立地県ではない塩谷町にも、同等の被害をもたらそうとしているのです。

しかも、これは塩谷町だけの問題ではありません。焼却炉の煙突から広く周辺地域に飛散する放射性物質の影響が現れるにつれて、宇都宮市、日光市、矢

板市、さくら市、那須塩原市、大田原市などの県北の周辺市・町でも、今切尔ノブ原発から 140km 離れたコロステン市で起きているような取り返しのつかない子どもたちへの被害がもたらされるに違いありません。その時に気づいても、遅いのです。

●選択プロセスが適正ではありません

指定廃棄物の最終処分場の候補地については、平成 24 年 9 月に矢板市塩田が選定されました。しかし、地元の反対が強く、環境省は、平成 25 年 2 月、市町村との意思疎通が不足していたなどとして選定プロセスを見直すことを決定しました。その後、平成 26 年 7 月 30 日、今度は塩谷町寺島入が候補地に選定されたものです。

しかし、塩谷町寺島入が選定されることについては事前になんらの意見交換もなく、なぜ、選定結果が第 1 回目と第 2 回目とで異なるのかについても納得できる説明はありません。このように意見交換が欠如した結果、本件候補地の面積や斜度が環境省自らが定めた選定基準を満たしていないという重大な問題が発生しています。

放射能のような人の手に負えない超危険物質の管理責任を負っている環境省がこの有様です。信用信頼以前の問題です。

塩谷町は到底この選定結果を受け入れることはできません。

●県内処理に拘泥すべきではありません

このように、本件候補地には最終処分場を設置すべきではありません。しかし、指定廃棄物が県内 170ヶ所に分散保管されているのは、放射性物質の危険性を考えると決して望ましいことではありません。しかし、例え低線量であっても放射性物質には健康影響のおそれが否定できないことを考えると、汚染濃度の低い地域に汚染を拡散させるという方法は避けるべきです。以下に述べるとおり、国際的な原則に則り、汚染濃度の高いところに集中処理するのが適正な処理であることは明らかです。

したがって、県内処理に拘泥せず、県外も含めて集中処理を行うべきです。

2. 最終処分場はどこに作るべきか？

●放射性廃棄物は封じ込め、拡散させないことが原則です

放射性廃棄物の処理は、封じ込め、拡散させないことが原則です。その観点から、福島第一原発事故発生前は、IAEA の国際的な基準に基づき、放射性セシウム濃度が 100 ベクレル/kg を超える場合は、特別な管理下に置かれ、低レベル放射性廃棄物処分場に封じ込めるものとされてきました。

指定廃棄物の基準である 8000 ベクレル/kg 超の廃棄物は、国際的には低レベル放射性廃棄物として厳格に管理されています。たとえばフランスやドイツでは、低レベル放射性廃棄物処分場は、国内に 1 ケ所だけです。しかも鉱山の跡地など、放射性セシウム等が水に溶出して外部に出ないように、地下水と接触しないように注意深く保管されています。

このような国際的原則に則って、安全に集中処理ができる適地を選定すべきです。すなわち、指定廃棄物は、汚染の低いところから汚染の高いところへ集中処理すべきで、汚染の低いところに拡散させるべきではありません。

●福島第一原発周辺以外に適地はありません

今最も汚染の高いところは、福島第一原子力発電所敷地です。しかし、福島第一原発では、まだ廃炉に着手できる状況ではなく、これからも長期間にわたって多数の作業者の作業が必要な状況です。また、現在、福島第一原発の敷地内には汚染水タンクが林立している状況で、同地への埋設処分は現実的には不可能です。

しかし、福島第一原発周辺の「帰還困難地域」の土地は、汚染度が高いえ、上記のような福島第一原発の現状では、今後も長期間にわたって人が住めるような状況ではありません。

現在、このような福島第一原発周辺の土地に福島県内の廃棄物の中間貯蔵施設の設置が計画されています。ここに、被災者への十分な補償の下に、福島県内の廃棄物だけではなく、栃木県など 5 県の指定廃棄物も併せて中間貯蔵すべきです。福島第一原発の廃炉が終了すれば、同敷地内に最終処分場を建設するのが、上記の国際原則に沿った適正な方法であることは、国民の圧倒的多数の

意見です。このような国民の常識的で合理的で、かつ道理にかなっていて、国際原則にも沿う意見が政府内ではなぜ無視されるのか理解に苦しむところです。なぜなら、5県が蒙る直接・間接の精神的・経済的・社会的損失ははかり知れないとからです。

●水素爆発で価値を失った福島第一原発には新たな価値があるのです

福島第一原発の放射能漏れを制御し、廃炉が終了しても、同敷地はメルトスルーによって汚染されており、土地としての一般的な意味での使用価値を喪失した状況に変わりありません。だから、そこに放射性物質を集約するのです。一般的な意味での使用価値が喪失したからこそ、東京電力から排出した放射性物質の集約場としての使用価値が発生したのです。

東電福島第一原発の水素爆発によって東北と関東一円にまき散らされたすべての放射性物質を発生源に集約することは、一番自然な考え方ではないでしょうか。すべて集約することができてはじめて、物理的な意味での東電福島第一原発事故の収束を宣言することができるのです。この日が来るまで福島原発が日本社会にもたらした衝撃は、今もまだ持続しているのです。

だから原子力発電所の立地県ではない栃木県塩谷町が最終処分場問題で町の存続の危機に立たされているのです。

また、焼却炉が造られることによって栃木県民が低線量長期被爆の危機にさらされているのです。

●今が「自区内処理」の方針を見直すべきときです

「自区内処理」という基本方針が策定された当時は、事故後の混乱期の中であり、既に事故後3年半が経過しています。国民の意見に真摯に耳を傾け、諸般の事情を考慮し、冷静に政策を見直すべき時ではないでしょうか。

今、見直さなければ、日本は世界に対して大きな汚点を残すことになります。

源の水は島入町谷塩県木栃は人入町谷塩県木栃は人入町谷塩県木栃は人

お咲ひやうに圖ひてうな圓を氣
ねむ、口長或崎の水也剛體ひ。其
體品はいじり也其體や振ふる三ツの
品の持たれども、其の内に二つは
可。ヨリ其端に對ひ置く。端也其
體は長八寸で、其の内に四寸は
ノ頸體、其に外りは四寸也。其の
外三寸出で、其の内一寸八分也。
口引一寸六分と有る處から、其の
内一寸八分と有る處から、其の
外一寸六分と有る處から、其の
内一寸八分と有る處から。

東京大学大谷院の源坂博士が著した『地形と水の流れを、地形や地質をもとに理解する』が好図本。

三井ビルディング

流れませんが、地下水は日々の昇縮により個々体に流れます。

卷之六

日本人の取扱いは困難せ大如る、地下水と共に其の付物といたりては喰用に可供され難い。

モダムの朝にがせんハペドム
上手に水道水をくつけてお
水ひいて飲むだ、毎日お手洗い
いや刷毛ねだらう。

本邦に於ける骨董の研究は、明治時代から始まり、現在では世界で最も進歩的であるといふべきである。

左図でわかるように候補地は、関東平野が始まる扇状地の上流にあり、表流水の水源、地下水の源にならなければなりません。

（II）に放射性物質を含む照光屏

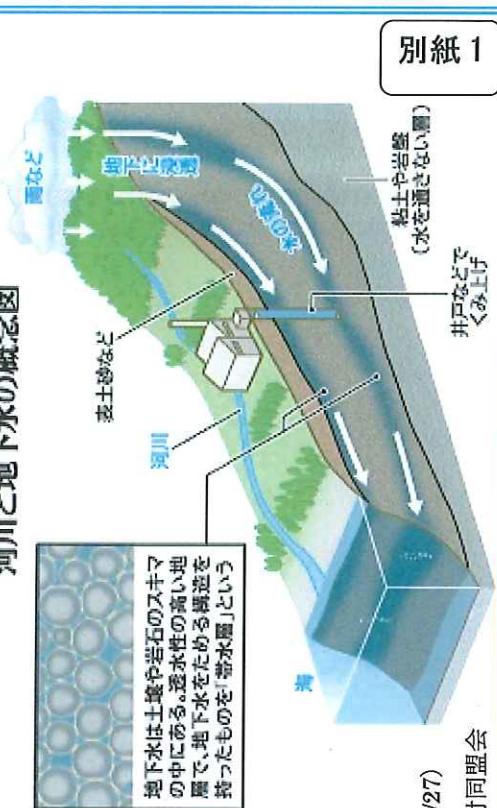
腰痛の原因は骨盤が歪んでいたり、筋肉の緊張が高まっていることがあります。腰痛の原因は骨盤が歪んでいたり、筋肉の緊張が高まっていることがあります。

結果は跡がつかないが、
これが難點が勝ったのである。

たゞ、國の御用事は、國の御用事なり。國の御用事は、國の御用事なり。

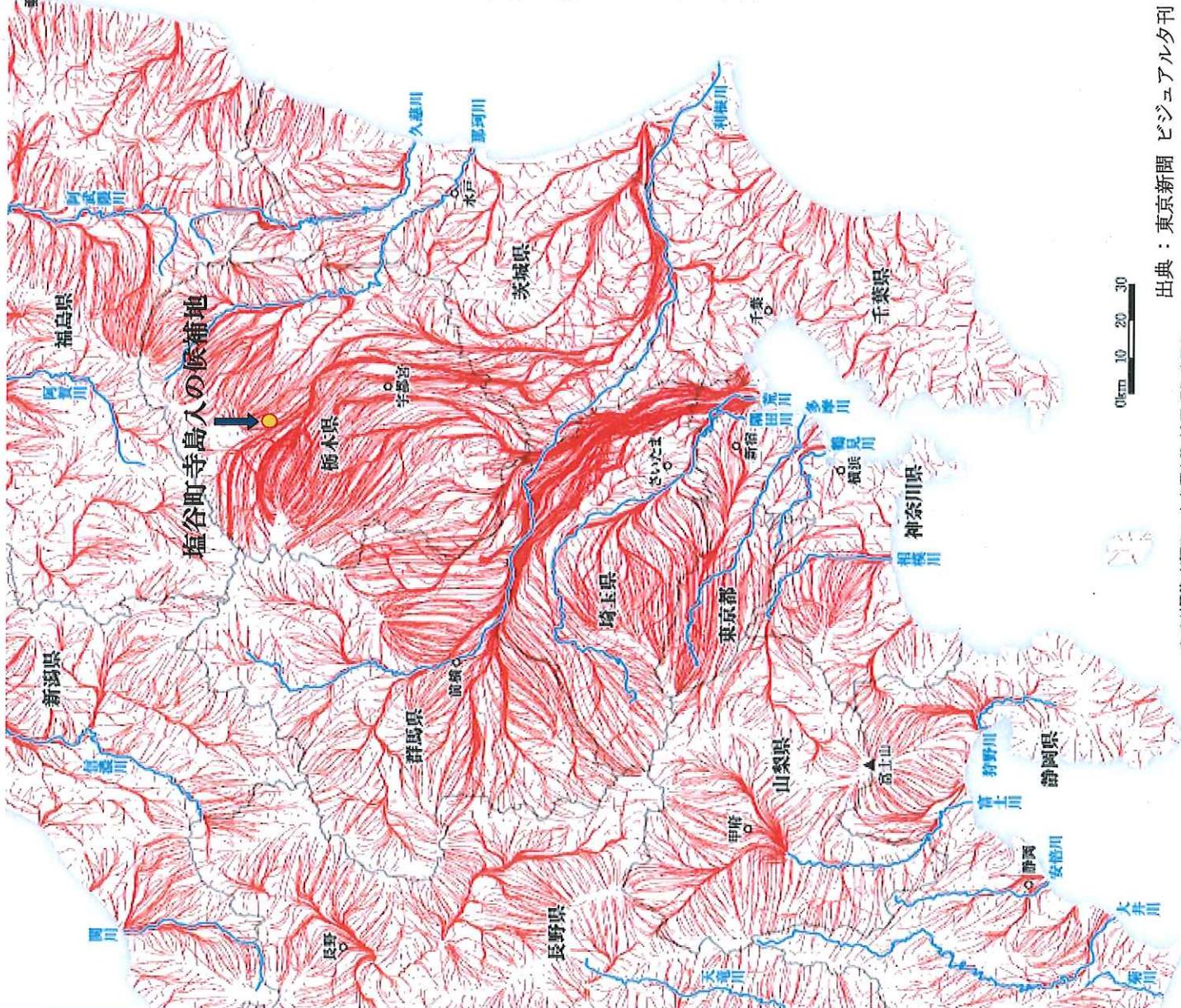
それでやい川に処分場を造つた

କାହାରେ ପାଇଲା ତାଙ୍କିରେ କିମ୍ବା କିମ୍ବା କିମ୍ବା



地下水は土壌や岩石のスキマの中にある。透水性の高い地層で、地下水をためる開拓を行ったものを「蓄水層」という

烟威教一师生



出典：東京新聞 ビジュアルタブ（2014/9/27）
文章：塩谷町民指定廢棄物最終処分場区対開会

文・木村百美／グラフィック・佐藤圭美／企画・編集・白坂圭

指定廃棄物の最終処分場の詳細調査候補地 寺島入(塩谷町)国有地

別紙2

